

企業経営の羅針盤・かかわる人の転ばぬ先の杖を目指し、真の成功を共に追求し続けます。

## 月刊 岩田会計 第57号

平成23年10月1日

税理士 岩田英人

<http://www.iwatax-m.com/>

平素はお世話になり誠にありがとうございます。

すっかり秋の気配が感じられるようになりました。

朝晩の冷え込みが厳しくなってきますので体調管理にはくれぐれもご留意ください。



### 【平成23年10月号】租税法律主義

日本国憲法第84条で「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と課税の要件を規定しているとともに日本国憲法第30条では「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と納税の義務を明記している。

国民は法律で定められた納税の対象となるのであれば納税する義務があります。逆に言うと法律で定められていなければ納税の義務は無いということになります。当たり前のことなのですがここに解釈の相違、見解の相違というものが出てきます。

法律にはどう書いてあるのか、何を対象としているのか、どういう場合を想定しているのか、あいまいな場合はどうなのか、・・・

これらを補うものが通達となるのですがこれがまたやっかいです。

もっともっと明解で簡素な表現にした方がいいのではないかと思います。

いずれにしても目まぐるしく変わる税制をしっかりと把握したうえで、納税者の方が困ることなく、かつ本来の経営の目的から逸脱しないように、いわゆる理念経営を徹底的にサポートしていきたいと思います。

岩田会計事務所は経営理念策定・経営計画策定・経営計画遂行支援に力を入れて取り組んでおります。ご依頼はもちろんのことご紹介いただけるお客様がお見えでしたらいつでもお声掛けください。